

令和6年度 安来市立第一中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、生徒の健全な心身及び将来の生き方に深刻な影響を及ぼすだけでなく、身体や生命に重大な危険を生じさせるものであり、絶対に許されない行為である。

しかしながら、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうる問題であり、加害・被害という二者関係だけでなく、そのいじめを許容している集団全体の問題でもある。

この基本方針は、本校の全ての生徒が毎日安心して「つながり、高め合う」学校生活を送ることができるよう、家庭・地域・その他の関係機関との連携のもと、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

1 基本姿勢

学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力体制を確立し、教職員が個々にいじめを抱え込まず、かつ、個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応を行う。

- (1) いじめは、「いつでも、どこでも、だれにでも起こりうる」という認識をもち、全ての生徒に「いじめは決して許されない」行為であることの理解を徹底し、学校全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する。
- (2) 心の居場所となる学校づくり（自己存在感を感じられる、安全安心な学校づくり）、絆づくりの場となる学校づくり（すべての生徒が活躍できる場のある学校づくり）を推進し、いじめの未然防止を図る。
- (3) 多角的な視点で生徒理解に努めるとともに、家庭・地域と連携した取組を行う。
- (4) いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員で構成される「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。また、いじめの調査及び分析、生徒・保護者への連絡・説明、支援等を行う「いじめ対応組織」を組織し、必要に応じて心理や福祉等の専門的知識を有する者等をこれに加える。
- (5) 基本方針やいじめ防止等に対する学校の取組について、生徒・保護者・地域の理解を得るよう努め、地域や家庭と連携した対策を推進する。
- (6) 教職員研修を実施し、教職員の資質能力向上といじめの未然防止、早期発見及び対応しやすい環境整備に努める。また、定期的に取り組の点検、評価、改善を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 学習指導の充実

いじめの要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、生徒一人一人を大切にしたいわかりやすい授業展開、ペアやグループなどの学習形態の工夫、課題や発問の工夫、教育端末の活用などを通して、生徒が互いにつながりながら高め合うことのできる、対話的・協働的な深い学びのある授業づくりを行う。

(2) 集団づくりの充実

学級・学年の活動や学校行事において人間関係づくりや認め合える集団の育成を行い、生徒一人一人が集団への帰属感和学校全体の一体感を感じ、安全安心な学校生活を送ることができる集団づくりを行う。

(3) 相談体制の充実

生徒への教育相談を全教職員で行い、生徒の内面を理解するためにしっかり話を聴き、「教育相談で相談できる」安心感の形成と信頼関係の構築に努め、子どもの安心につながる教育相談を心がける。

- (4) 道徳教育の充実
社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。
- (5) 人権教育の充実
個々の生徒を尊重する教育を推進し、支え合っていくための理解教育を行うとともに、自他の存在を認めることの大切さが分かり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにするための取組を学校の教育活動全体を通じて行う。
- (6) 体験活動、読書活動の充実
ボランティア活動をはじめ様々な体験活動や読書活動を充実し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、互いの人格を尊重する態度を養うとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力を育成する。
- (7) 生徒の主体的な活動の推進
学級活動、生徒会活動等において、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え・議論し、いじめ撲滅に向けて行う活動を推進する。
- (8) メディア使用に関する指導の充実
教科の学習や特別の教科道徳、総合的な学習の時間における情報モラル教育を継続的に行うとともに、携帯電話等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力依頼する。
- (9) 家庭・地域との連携
いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針を家庭や地域に周知するとともに、学校公開日やたよりを通じて、いじめの未然防止に関する取組を知らせる。

3 いじめの早期発見

- (1) 生徒理解の充実と生徒との良好な関係づくり
日頃から生徒の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、行動観察や健康観察等により個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないよう注意する。また、機を捉えた温かな声がけや生活ノートを通じた指導、傾聴などを通して生徒が安心して心を開き、相談できる関係を構築する。
- (2) 情報の共有
校内生徒指導委員会、教育相談委員会、生徒力向上委員会、職員朝礼等で生徒の状況について情報を定期的に共有する。また、家庭訪問や面談等を通じた保護者との情報共有も大切にする。
- (3) 相談体制の充実
スクールカウンセラーや養護教諭と連携し、生徒の悩みを積極的に受けとめる機会として教育相談を毎学期行ったり、必要に応じて、生徒・保護者へのカウンセリングを勧めたりする。
- (4) 定期的な調査の実施
アンケートＱＵ（年２回）、教育相談前アンケート（年３回）、意識調査（年２回）を実施し、活用する。
- (5) いじめの調査及び分析
いつ、誰からいじめが行われ、どのような態様であったか等事実関係の調査を行うとともに、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかを明確にする。調査にあたっては、被害生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に考える。
- (6) 教職員の資質向上のための研修の実施
いじめている生徒に見られる行動、いじめられている生徒に見られる行動の確認や、生徒のささいな変化に気付く力を高める職員研修などを実施する。

4 いじめへの対処

- (1) いじめを発見したら（またはいじめについての情報を受信したら）、いじめ行為を抑止し、被害生徒と通報生徒の安全を確保する。また、「学校いじめ防止対策委員会」に報告・連絡・相談をする。
- (2) 学校いじめ防止対策委員会では対応についての方針・方法や対応チームを決定する。
- (3) いじめについての情報を収集し、記録を取る。
- (4) 事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行う。
- (5) 家庭連絡・家庭訪問を行い、事実関係と対応について説明するとともに、保護者の思いや願い

を傾聴する。

- (6) いじめを受けた生徒の心のケアと支援を行う。
- (7) いじめを行った生徒に対して適切に指導するとともに、必要に応じて懲戒を加える。
- (8) いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒が関係する生徒や集団に対する指導と支援を行う。
- (9) 教育委員会への連絡・相談し、事案に応じて関係機関と連携する。
- (10) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、被害の拡大を避けるため、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案により警察等の関係機関と連携して対応する。

5 家庭や地域との連携

- (1) いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針を家庭や地域に周知するとともに、学校公開日やたよりを通じて、いじめの未然防止に関する取組を知らせる。
- (2) たより、面談、家庭訪問、学校公開、授業公開、懇談会（学級、学年、地区）、PTA活動、部活動保護者会等の機会を捉え、家庭と情報を共有するとともに、互いに連絡・相談しやすい関係を構築する。また、入学説明会等でいじめの未然防止に係る取組を周知する。
- (3) たより、地域での体験活動、地域行事、連絡会（学警連、安来学園、民生委員）等を通じて地域と情報を共有するとともに、公民館等と連携して生徒を見守る。
- (4) 保護者が法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、啓発活動や相談窓口の設置等、家庭への支援を行う。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 生徒が自死を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - など
 - ② いじめにより生徒が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- (2) 重大事態への対応開始時期
重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。
- (3) 重大事態時の報告・調査協力
学校が重大事態と思われる案件が発生した場合、教育委員会に報告するとともに、教育委員会が主体で調査を行う場合には、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。
（○重大事態が自死事案の場合 ○学校の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合）
- (4) 重大事態の調査
重大事態の調査を学校主体で行う場合には、重大事態の調査は、教育委員会の指導・支援のもと「学校いじめ防止対策委員会」を母体とした調査組織を設置して行う。生徒から聞きとりを行うにあたっては、生徒の心情の理解や負担の軽減に配慮する。いじめを受けた生徒や保護者に対しては、調査開始前に丁寧な説明を行い、被害生徒・保護者の意向を踏まえた調査を行う。調査結果の提供を希望する保護者には、あらかじめどのような情報を、どのような形式で提供するかを説明する。警察においても調査（捜査）が行われる場合は、緊密な連携に努める。
- (5) 調査結果の報告
調査結果を教育委員会に報告する際、公表の仕方及び公表内容についていじめを受けた生徒・保護者に確認する。いじめを行った生徒・保護者に対しても、同じ方針に沿って説明する。

7 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 学校いじめ防止対策委員会
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教員、養護教諭で組織する。教職員がいじめを発見し、またいじめについての情報を得た場合には、速やかにいじめ防止対策委員会に報告する。いじめ防止対策委員会が中心となり、組織的にいじめの未然防止、早期発見といじ

めへの対応を行う。

(2) いじめ対応組織

学年主任、学級担任、各学年生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等で組織する。いじめの調査及び分析、いじめを受けた生徒・保護者へのケアと支援、いじめを行った生徒への指導、保護者への助言、周囲の生徒への働きかけ等を行う。

(3) 校内生徒指導委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教員、養護教諭で組織する。週1回開催し、生徒指導に関する取組についての検討、個々のケースに応じた指導の方針や具体的な対応の協議を行う。

(4) 校内教育相談委員会

校長、教頭、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、各学年教育相談担当教員、養護教諭で組織する。週1回開催し、生徒の状況についての情報共有と個々のケースに応じた支援の方針や具体的な支援内容についての協議を行う。

8 年間計画

	校内における取組	家庭・地域との連携
4月	学校いじめ防止基本方針の共通理解（職員会議） 生徒指導オリエンテーション、部活動オリエンテーション 学級づくり、希望面談	P T A生活指導部交通指導
5月	生徒総会	P T A役員会
6月	小中連絡会、メディア教室、 教育相談【担任】中旬 第1回アンケートQ U、特別支援教育委員会	駅前清掃ボランティア活動 P T A役員会
7月	第1回教職員・生徒意識調査（魅力ある学校づくりアンケート） 第1回人権意識調査（生徒・保護者・教職員対象） 前期学校評価、 三者面談	P T A役員会 校区P T A連絡協議会
8月	Q U研修（結果分析）教職員・生徒意識調査結果分析 安来市学校人権・同和教育推進連絡協議会夏季研修会 生徒の状況・支援方針についての共通理解（職員会議）	
9月	合唱コンクール 、 教育相談【全員】下旬 生徒の状況・支援方針についての共通理解（学年部会）	P T A役員 教育後援会評議員会
10月	体育祭 、 特別支援教育委員会	地区ボランティア活動 P T A役員会
11月	第2回アンケートQ U、 教育相談【全員】中旬	P T A役員会
12月	第2回教職員・生徒意識調査（魅力ある学校づくりアンケート） 人権週間の取組、教職員・生徒意識調査結果分析、学校評価 三者面談	校区P T A連絡協議会
1月	生徒総会	P T A役員会
2月	入学説明会、 教育相談【全員】下旬 人権教育授業公開、第2回人権意識調査	校区P T A連絡協議会
3月	小中連絡会 第3回教職員・生徒意識調査（魅力ある学校づくりアンケート）	P T A役員会 教育後援会評議員会・部活動代表者会

9 取組の点検・評価・改善

(1) P D C Aサイクル

日常の生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。また、いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

(2) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、生徒、保護者、教職員、学校関係者を対象とした評価アンケートを行い、評価・改善に生かす。